

清朝昭忠祠試論

鈴木 展之

種死亡手当や遺児の優先採用を定めるものであった。

順治・康熙（約一世紀）を経た後、雍正帝は突如として昭忠祠創建の上諭を出した。昭忠祠の額文「表徳忠勲」から、皇帝への忠誠・勲功を表彰し奨励するという意図を読み取ることはできる。しかし、建設理由は上諭において根拠とした「周礼」しか解らない。

清朝は、国家のために戦歿した人々を北京と各地方に昭忠祠という施設により祀っていた。造営の命が雍正二年（一七二四年）に出、昭忠祠は雍正六年（一七二八年）に東單に竣工した。清の前の明代に、戦歿者が含まれる武官祭祀が中断されていた。また、民国期に少なからぬ地方昭忠祠が名称を忠烈祠へと、その中の位牌も清朝殉国者のものから民国殉難者のものへと置き換えられる、という事実があった。よって、昭忠祠に象徴される戦没者慰靈方法は、清代以降にも影響している可能性があり、検討する価値がある。

昭忠祠については、既に寧岩氏らが取り組み成果を発表している。しかし、対象は地方昭忠祠で北京昭忠祠の専論が見られず、言及があるのは『清史稿』のみなのであるが、『清史稿』には未解明な点があつた。このため本発表は、第一に歴史的経緯や祭祀要領の特性、第二には義和團事件後に本格的な近代化が推進されるが、果たして戦歿者慰靈に影響したか、この二点を検討したものである。

昭忠祠建設以前に、清朝の戦歿者対応については天聰五年（一六三一年）に「功臣褒職例」と「諸貝勒大臣各官葬祭例」が定められている。これらの規程は、戦歿者の官位に応じた葬祭への遣官、各

この昭忠祠への合祀業務は、先ほどの天聰五年の例に基づく業務に追加される形で行われた。礼部や工部等の則例によれば、次のように処理された。まず、上奏権者や兵部などは「官職」「名前」、「その他の陣没兵士数」、「賞単」を上奏する。皇帝はこれを礼部に通知し、礼部は翰林院に伝記作成や位牌表面の表記様式を、工部に位牌作成を要請する。ついで兵部に合祀対象者の事蹟調査を要請する。その後、工部から位牌を受け取った太常寺が祭祀行事を執行した。このように、複数機関が合祀に関与した。嘉慶期に合祀対象の身分制限などが行われたが、この形式が清末まで継続された。

昭忠祠への合祀には、顕著な特徴が見られる。まず、雍正帝の上諭によれば、凡そ戦歿者は祀るものとするという建前であつたが、実際には合祀されない者がいた。他にも皇帝の特別許可により、自然死であつても祀られるという政治的な合祀があつた。加えて祭祀儀式では、清朝への貢献度によって、各戦歿者間に差異があつた。具体的には龕・位牌の位置の他に供物や祭器の差があつた。昭忠祠合祀者は、原則として官位・序列により位牌の位置や供物の軽重を決められ、階層化されていたのである。

昭忠祠の、皇帝祭祀全体での序列は下位であった。皇帝祭祀は大祀と中祀及び群祀の三つに大分類されるが、昭忠祠は群祀であった。

このために、祭祀者は皇帝でなく太常寺卿とされ、供物も最上位の対象者であつても羊と豚（最高は牛・羊・豚）であつた。

近代に入り、昭忠祠には改革する機会があつた。昭忠祠は義和団事件で消失し、宣武門外の報国寺へ移転を余儀なくされたためである。

当時の近代国家の戦没者慰靈を見ると、慰靈式典への元首の参加や、兵士としての国民という観点から全兵士の名を慰靈施設に刻銘などが行われていた。しかし、再建主務者である鹿伝霖が残した『重建昭忠祠爵秩姓名錄』によれば、そのような西洋の影響は見られず、焼失以前の方法が踏襲された。

結論として、昭忠祠は武官祭祀を復活し、戦歿者祭祀を国家として引き受けるものであつた。対象者は兵丁、地方昭忠祠では戦禍に巻き込まれた一般人までと広範囲にわたつた。

昭忠祠の特性は、次の三点にまとめられる。一点目は、自然死者を特別に合祀したり、合祀を取り消したり、死者間の祭礼に差異を設ける政治性である。二点目は、顕彰性が大きいという特性である。慰靈に加えて顕彰性が比較的に強かつた。三点目は、清末に近代化と見なしうるような西洋の影響はなかつた。

清国の近代化は、洋務運動・戊戌変法・清末新政で少しづつ進行した、と一般的に見なされてきた。しかし、本発表で明らかになつたように、清朝は戦歿者慰靈という点では従来制度を継続していた

のである。

南越の嶺南支配と珠崖放棄

川手翔生

後漢末期、交趾郡という中国最南端の辺郡の一太守に過ぎなかつた士燮は、嶺南地域における政治的な混乱を利用し、合法的に嶺南地域を支配した。これを後押ししたのが、後漢王朝より付与された、「（嶺南）七郡を董督」する権限である。このことは、朝廷が士燮に対する嶺南一州の支配者たる地位を認めたことに等しい。実際、『三国志』士燮伝において、彼は「一州に雄長」した傑物との評価を下されている。

では、なぜ朝廷は士燮の割拠を許す危険性を冒してまで、彼に一州の支配者たる権限を付与したのだろうか。そこで、彼と同様に一州の支配者として評価された人物を探ると、実は同地域において南越王となつた趙佗もまた、「一州の主」と評されており、前述の士燮伝における評価の中でも、「尉（趙）佗も踰ゆるに足ら」ない存在として趙佗と士燮は比較されている。

ここに、朝廷が士燮を一州の支配者に据えた背景が見えると考えた。すなわち、南越の嶺南統治の有り様と士燮の台頭する要因と